

# 取締役は一人 監査役も廃止

## 自由度が増した機関設計の活用法

元森俊雄 ●LEC会計大学院教授 公認会計士

**新会社法の施行によって、会社の実態に合わせた機関設計が自由自在にできるようになった。私の顧問先にも、取締役会や監査役を廃止して、大胆に組織を変えた会社が増えている。**

私の顧問先に、女性社長が切り盛りしている会社がある。社歴は三〇年になり、売上高は約三億円。実態は有限会社に近いが、商法上の株式会社の「体裁」を整えるため、自身と甥の二人が常勤取締役で、妹を社外取締役にし、社外監査役は知人に頼んでいた。

この会社に限らず、「中小」株式会社の大半は同族経営である。取締役会も実際には開催せず監査役も名ばかりで、社長のワンマン経営、すなわち有価証券の経営がなされているのが実態だ。「それなら実態に合わせて」ということで、新会社法では有限会社と株式会社を合体してしまった。その結果、株式会社でもかなり簡素な機関設計が可能になったのである。前述の女性社長も、新会社法施行を機に五つの思い切った施策を実施している。それをここで紹介しよう。

### (1) 取締役会を廃止

彼女の会社に限らず、常勤役員は社長だけ、あるいは社長と奥さんだけというような会社は、取締役会を廃止しよう。そうすると取締役会議事録の作成も不要だ。

### (2) 取締役は一人にする

取締役会があると、取締役を三人以上置く必要がある。しかし、取締役会を廃止すれば、取締役は一人でもOKだ。設立の際に、友人の名義を借りて、取締役に任じてもらったが、決算内容を取締役である友人に報告もしないし、その友人も取締役に任じていることを忘れていた。そのような会社は多い。そういう会社は社長一人、あるいは社長と奥さんの二人だけを取締役にすればよい。なお、彼女の会社は甥を取締役からはずして、後述する補欠取締役に任じた。

### (3) 監査役も廃止する

監査役は会計のチェック、ある

いは取締役の業務執行を監視するのが任務だが、名義のみの監査役という中小企業が大多数だ。監査役も実態に合わせて廃止しよう。ただし、少数株主、特に同族以外の株主がいる場合は、監査役がなくなると、彼らが発言力を持つようになるので、注意が必要だ。

### (4) 取締役の任期は一〇年に

旧商法では取締役の任期は二年以内、監査役の任期は四年以内だったが、新会社法では一〇年までにできる。ただし一〇年後に取締役の再任登記を忘れると、罰金がかかるので要注意。

なお、他人が取締役に入っている会社は、従来どおり、二年のままにしておいたほうが無難だ。経営方針が合わなくなったりした場合、二年なら任期満了を待って再任しなければすむ。しかし、任期一〇年だと、辞表を出してくれない場合、取締役解任の手続きを取る必要がある。当人の意に沿わない解任の場合、残りの任期分の報酬を損害賠償金として払わなければならない。可能性がある。

### (5) 補欠取締役を選んでも

取締役を選任するには、株主総会を開催する必要がある。一族以外の株主がいるなどの理由で、株主総会の開催に手間取る可能性がある場合、補欠の取締役候補を定

めておくとう有効だ。

取締役に事故があったときなど、株主総会を開催しなくても補欠候補者が自動的に取締役に就任するというのが補欠取締役制度だ。

複数の取締役がいる場合、甲・乙のいずれかに事故があった場合に就任、甲に事故があった場合にのみ就任、というふうな通りの定めがある。株主総会でそれを明示したうえで、補欠取締役を決議する必要がある。なお、監査役も同様に補欠を定めることができる。

## 株主総会議事録の作成と登記で変更が可能

彼女ほど大胆でないにしても、顧問先で新会社法の施行を機に、組織を見直した会社は複数ある。では、あなたの会社に最適な機関設計はどれになるのだろうか。まず、株式に譲渡制限が付いてい



## あなたの会社に最適な機関設計は？

### 新会社法における中小企業の機関設計のパターン

#### 取締役会なしの場合

従来の  
有限会社の  
機関構成

非公開  
会社のみ  
選択できる

従来の  
株式会社の  
機関構成

非公開会社・  
公開会社とも  
選択できる

1	株主総会	取締役 (1人以上)			
2	株主総会	取締役 (1人以上)		監査役	
3	株主総会	取締役 (1人以上)			会計参与
4	株主総会	取締役 (1人以上)		監査役	会計参与
取締役会設置の場合					
5	株主総会	取締役 (3人以上)	取締役会		会計参与
6	株主総会	取締役 (3人以上)	取締役会	監査役	
7	株主総会	取締役 (3人以上)	取締役会	監査役	会計参与

\*大会社(資本金5億円以上、または負債200億円以上)や株式上場企業向けの機関である会計監査人・監査役会・委員会は除外して、中小企業向けの機関設計のパターンを示している

### あなたの会社の株主構成・経営意思決定体制は？

同族で全部(または大半)の株式を所有し、社長一族が中心になって経営している。また、全株式に譲渡制限がある

同族で過半数の株式を所有するが、同族以外の者が取締役に就任し、経営意思決定に参加している

株式が特定のグループに偏らず、経営陣の合議で経営している

### お薦めの機関設計

- 取締役会は不要
- 従来の有限会社タイプの①がお薦め
- 監視機能を重視したい場合は②か③がお薦め
- ④は監視役が重複するので②か③で十分

- 取締役会を設置すべき
- 従来の株式会社タイプの⑥がお薦め
- 監査役代わりに会計参与を置く⑤もお薦め
- ⑦は監視役が重複するので⑤か⑥で十分

\*元森俊雄氏作成

るかどうか確認してほしい。  
日本の株式会社の大半は、「株式の譲渡には取締役会の承認を要する」と定款で定めている。新会社法では、定款で全株式について譲渡制限を付けている会社を「株式

譲渡制限会社」とあるいは「非公開会社」という。全部または一部の株式の譲渡が自由にできる株式会社を「公開会社」という。一般的には証券取引所に上場している会社のこと公開会社とい

混同しないようにしてほしい。  
新会社法では、この非公開会社に対して、取締役会を任意設置にするなど、自由度がかなり高くなっている。取締役会は、合議で経営意思決定をする機関である

## 中

小企業にとっての機関設計のパターンは上図にあるように七通りあるが、取締役会の有無で区分すると理解しやすい。非公開会社は①〜⑦のいずれも選べるが、公開会社は⑥か⑦を選択することになる。

①は従来の有限会社と同じ機関構成であり、最もシンプルである。⑥が従来の株式会社と同じ機関構成である。多くの中小企業の機関設計は本年五月の新会社法施行後も⑥のままになっていると思われる。変更したければ、株主総会で決議すればよい。総会決議といつても、反対する株主がいなくても、中小企業では、株主総会議事録を作成し、変更の登記をするという、ペーパーワークですむ。

自由に設計できるようになり過ぎて、どうしたらいいか困っている社長さんも多いようだ。そこで、下段に中小企業の現状の株主構成・経営意思決定体制に応じたお薦めの機関設計も一覧にしたので、参考にしていただきたい。

http://www.tnnc.co.jp